

長野市障害者スポーツ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長野市障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、長野市大字鶴賀276-10 長野市障害者福祉センター内に置く。

(目的)

第3条 協会は、障害者スポーツを振興し、スポーツを通じて、障害者の心身の健康の維持増進と社会参加意欲の高揚を図るとともに、市民の障害者に対する一層の理解を深め、ノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツの普及啓発に関すること
- (2) 障害者競技団体の育成及び連絡調整に関すること
- (3) 障害者スポーツ選手の育成に関すること
- (4) 県が主催する大会等への障害者スポーツ選手の派遣
- (5) 体育大会、各種講習会等の開催
- (6) 障害者スポーツの調査研究に関すること
- (7) その他前条の目的達成のために必要な事業に関すること

第3章 会員

(組織)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する次に掲げる個人又は団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

- ア 障害者競技団体
- イ スポーツを愛好する障害者個人
- ウ 障害者福祉団体
- エ 関係団体
- オ 関係行政機関

(2) 賛助会員

協会の趣旨に賛同する個人又は団体

(入会及び退会)

第6条 協会に入会しようとする者は、入会申請書を会長に提出し、会長の承認を受けるものとする。

- 2 正会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

- 3 会長は、会員が協会会員として不相当と認められるときは、理事会の承認を得て退会させることができる。

第4章 役員

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長若干名
- (3) 常務理事1名
- (4) 理事20名以内
- (5) 監事2名

(役員を選任)

第8条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事は、構成団体の代表者又は構成団体の代表者が選任した者があたる。ただし、学識経験者1名を加えることができるものとする。
- 3 常務理事は、理事会の承認を経て会長が任命する。
- 4 監事は、理事会において選任する。ただし、理事と監事は相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事及び監事は、任期中においても理事会の承認を得て辞任することができる。
- 3 後任の任期は、前任の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順により、その職務を代理し、又は、その職務を行う。
- 3 常務理事は、会務を掌理し、会長、副会長に事故あるときは、その職務を代理し、又は、その職務を行う。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第11条 協会に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、特定の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第5章 理事会

(理事会)

第12条 協会の会議は理事会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1から付議する事項の提示を受けて理事会招集の請求があったときは、速やかに招集しなければならない。

3 理事会は、第6条第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規程並びに会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び執行に関する事
- (3) 収支予算及び決算に関する事
- (4) その他重要な事項

(議 長)

第13条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第14条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を議決することができない。ただし、再度招集したときはこの限りではない。

(代理出席)

第15条 理事がやむをえない事情により、会議に出席できない場合は、事前に申し出があった場合に限り、所属団体から代理者を出席させることができる。この場合、定足数及び議決に参加することができる。

(議 決)

第16条 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある者を除くほか、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第17条 会長は、緊急に処理を必要と認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって理事会の議決に変えることができる。

- 2 前項により処理した場合は、会長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(専決処分)

第18条 会長において、理事会の招集及び書面による表決をする暇のないと認められるとき又は、簡易な事項は、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第19条 協会に、特定な事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。
- 3 各専門委員会は、必要に応じ、当該委員会の委員長を招集する。
- 4 各専門委員会の議長は、当該委員会の委員長とする。
- 5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理し、又は、その職務を行う。

第7章 会 計

(経 費)

第20条 協会の運営に経費は、補助金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会 費)

第 21 条 協会の会費は、次の区分によるものとする。

(1) 正会員

ア 障害者競技団体

- | | | |
|------------------------|----|-----------|
| (ア) 構成員が 10 人未満 | 年額 | 5, 000 円 |
| (イ) 構成員が 10 人以上 20 人未満 | 年額 | 10, 000 円 |
| (ウ) 構成員が 20 人以上 | 年額 | 15, 000 円 |

イ 障害者個人 年額 1, 000 円

(2) 賛助会員

- | | | |
|------------|----|----------|
| (ア) 団体 1 口 | 年額 | 5, 000 円 |
| (イ) 個人 1 口 | 年額 | 3, 000 円 |

(会計年度)

第 22 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 23 条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長とその他の職員を置く。
- 3 事務局長とその他の職員は、会長が任免する。
- 4 前項の場合には、会長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 雑 則

(会則の改正)

第 24 条 この会則は、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することができない。

(委 任)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 9 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 この会則による最初の会計年度は、第 22 条の規定にかかわらず、平成 9 年 8 月 30 日から平成 10 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則による最初に選任される役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。